

第4回年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会	資料2
平成25年11月14日	

# 専門委員会におけるこれまでの議論① (改訂版)

平成25年11月6日時点

〔本資料は、第1回～第3回専門委員会に提出された意見等を、事務局において暫定的に論点ごとに整理したものである。  
(下線を引いた部分は、第3回専門委員会での議論を踏まえて、同専門委員会の「資料2」に追記した箇所を示す)〕

## I. 総 論

### 【論点】

#### 年金保険料の徴収についての基本的考え方の整理

(「年金保険料の納付は義務である」という法律の規定に立ち返り、自主納付原則の考え方を見直すとともに、徴収をこれまで以上に強化するという方向で検討すべき。)

### 【委員意見等】

- ・ 全ての未納者に督促を行い延滞金を課することは、どのレベルで国民皆年金を考えるか、あるいは老後所得保障制度の中ににおける年金と他の諸制度との役割分担をどう考えるかということと無縁ではない。
- ・ 世代間、世代内の支え合いの仕組みであり、それが拠出と給付で結びついている社会保険において、罰則をかけ強制することで、社会保障・社会保障・社会保険を支える基盤が強化されるとは思わない。
- ・ 徴収体制の強化は必要と思うが、法律改正を行って踏み込んでいくのか、それともまずは現行法の中で運用改善していくのか、考え方がわかれれる。
- ・ 納付率をアップさせるためには、時間がかかることがかもしれないが、自主納付の意欲を国民の皆さんに持つていけたがくことが最も大事。
- ・ 最初にペナルティありきという考え方ではなくして、将来の安心をどう確保してあげるかという観点から検討すべき。未納の実態、状況を踏まえた上で、費用対効果も考えながら検討する必要がある。
- ・ 今すぐメリットが実感できないことが、納付率の低くなる原因であり、年金リテラシーの向上が重要。
- ・ 徴収体制強化だけを集中的に議論するのではなく、広報や教育などとバランスをとらなければ国民の理解を得られない可能性があるのではないか。

- ・年金生活者支援給付金や、年金受給資格期間の短縮、国庫負担2分の1の財源確保など、今回の一体制改革の中で措置したので、教育やPRをする事によつて、きちんと手続きをとつていただくことが大事。
- ・国民皆年金という制度は、様々な所得階層の方がいる中で、もともとや無理がある制度といふ見方でもある。低所得者も加入している中で、延滞金等も含め厳しく徴収していくことは無理がある。免除や強制徴収と組み合わせながら、基本は自主納付であつて、払えばもらえるというインセンティブを与えることで、制度を維持していくべきではないか。
- ・社会保険制度改革の国民会議でも、自助努力の共同化の仕組みである社会保険を中心にして日本の社会保障制度を維持していくことが再確認された。支払い能力に応じてみんなが助け合う仕組みを守つていかなければならぬ。
- ・所得が高くても国民年金を払つていない人がいるが、イギリスのように適用除外を認めるという議論があつても良いのではないか。
- ・生活保護を受給する高齢者が増えており、将来的なことを考えると、未納そのものが問題だというより、将来の低年金者、無年金者が増えることが問題。

## II. 国民年金保険料の納付率向上策

### 1. 国民年金保険料の徴収の基本的考え方に関する論点

#### 【論点】

##### (1) 督促の促進

- ・保険料債権の多くが時効消滅している現状を改めるためすべての滞納者に督促することを基本とすることを検討すべき。
- ・督促を義務規定とすることも将来的な課題。
- ・督促を実施した者に対する時効管理を適切に行うための体制等についても併せて検討する必要。

##### (2) 強制徴収体制の強化

- ・職員の増員も含めた強制徴収体制の強化に取り組むべき。

#### 【委員意見等】

- ・すべての滞納者に督促するとすれば、日本年金機構の実態として有期雇用職員が多く、ノウハウの蓄積が図られていないことが多いので、システムや人員的体制整備は重要。
- ・国民年金の第1号被保険者において、常用雇用やパートなど被用者の方が3割を超えていているという状況を踏まえ、厚生年金に合わせるといふこととも一つの考え方としてあるのではないか。
- ・所得や資産がなく保険料を納められない方には差押さえはできない。所得の多い層にかかる経費を少なくして、所得の低い層には戸別訪問などで手厚く対応すべき。
- ・社会保障・税一体改革で成立した法律への対応で日本年金機構は手一杯であり、さらに強制徴収体制を強化するというのであれば、予算や定員を増やす作るべき。

- ・日本年金機構は有期雇用の職員が多く、知識を蓄積する前に辞めてしまうなど人材不足である。正規職員に負担がかかるつて現状を改善すべき。
- ・日本年金機構の職員を増員して強制徴収の体制を強化するという形だけで徴収がうまくいくのか疑問。
- ・市町村が国民年金保険料の徴収をやっていた当時とその後の変化を念頭に置きながら、日本年金機構の体制だけではなく市町村との連携も含めて議論を進めるべき。
- ・日本年金機構の組織のあり方を含め、地域の実情や状況に応じた取組も、国全体の取組と併せて行っていくべき。
- ・年金事務所の数は税務署などに比べて少ないので、自治体や年金委員との協力、地域とのつながりの強化に取り組む必要がある。
- ・強制徴収する過程における督励や督促の機会を生かし、年金教育の観点から、自主納付する人を育てるということを明確に意識すべき。
- ・年金に対する不信の目がある中で、強制徴収の強化については、制裁的な観点ではなく、国民に年金制度について理解していただきという観点で検討すべき。
- ・保険料に見合った給付・制度があるということを実感してもらえば、強制徴収という言葉を使わなくとも、自ら納付する人が増えると思われる。その意味で年金教育は大切。
- ・差押えをしたからといってその後納付していただけるかは不明。年金は40年間払わないといけないということを理解、納得してもらうことが重要であり、そのためには年金教育が大切。
- ・強制徴収は重要なと思うが、100円徴収するために90円のコストがかかり、さらに将来、給付にまたコストがかかるということをどう考えるか。

- ・ 徴収コストをかければ徴収率は一時的に上がるが、途中で頭打ちになる。徴収コストと国民年金に対する信頼とのバランスが重要。
- ・ 40歳以上とか、年金受給を意識し将来の年金額が確定するくらいの世代を緊急性が高いたーゲットと位置付け、そこにコストを集中して納付や免除を促す一方、小学生など将来の年金保険料を支払う世代には、年金教育や年金広報というような形で、2~3ぐらいの層にわけて、コストをどこにかけて保険料を徴収するかを考えてはどうか。
- ・ 所得階層別にターゲットを絞るなど、限られた人的資源をいかに活用するかということで、一定程度ターゲットをセグメント化するという手法をとつた方が良いのではないか。
- ・ 免除申請の処理に時間がかかるなど、日本年金機構の業務が適正に処理されているかという問題や、誰でも同じ保険料額という中で、強制といふことを前面に出していくのはどうかと思う。自主納付に結びつけるよう、PRやイメージアップに力を入れていくのが良い。
- ・ 強制徴収の対象者は、誰が見ても払えるのに払っていない非常に不得な人に焦点を絞って、そこには必ず全員対象にして、督促をし、強制的に延滞金も取つていくということは考えられないか。
- ・ 全ての滞納者に督促するのではなくて、所得が年齢か、社会的に納得できるラインを考えて一定程度絞るべきではないか。
- ・ 制度に対する信頼、社会保険の土台を維持するという目的があるので、ターゲットを絞つて厳しくやついくという面は必要。

## 【論点】

### (3) 徴収コストの滞納者負担（延滞金等）のあり方

- ・督促の有無にかかわらず、納期限後から延滞金を徴収することを検討すべき。
- ・督促を全滞納者に対して行うことで、滞納者に徴収コストを負担させることを検討すべき。

## 【委員意見等】

- ・徴収コストを負担させることで、ますます当事者が保険料を払いにくくなる可能性が考えられる。納付率を高めることを高い優先順位とし、徴収コストを滞納者に課すかどうかは、今の段階ではさらに慎重に検討すべき。

## 【論点】

### (4) 免除等における申請主義の見直し

- ・所得情報等に基づき職権により免除を可能とする制度を導入することを検討してはどうか。

## 【委員意見等】

- ・日本の社会保障制度は申請主義が大原則で、職権というのは例外である。職権を仕組みとして入れていくためには、それなりに整合性ある説明が必要。
- ・免除や猶予の基準をクリアしているのにもかかわらず申請をしていない人がかなりいることの理由の一つとして、申請書の複雑さがあるのではないか。
- ・保険料の免除や猶予を長期にわたって受けている方が低年金になるのを防ぐ観点から、給付面で手当することが考えられないか。
- ・免除の対象となる所得基準の今の時点での妥当性について検証すべき。
- ・標準の免除申請書はお客様からも使いこなとの指摘があり、事務効率が落ちる、追納への意識付けができないところがあるので、改めるべき。
- ・職権免除については、過去の年金部会でも慎重論が多いかった。国が個人の意思とは別にパートナーリストイックに入れるということは慎重に考えるべき。
- ・本人の申出を前提としていることが制度の根幹であり、所得情報だけによる職権免除は難しいのではないか。例えば、3号から1号への申請を忘れている場合や、外国人が生活保護に準じた保護を受ける場合、もしくは生活困窮者支援を行う市町村から特別な申請があつた場合には、職権免除するといつたことも検討してはどうか。

- ・ 厳密な意味での「職権免除」というよりは、ターンアラウンドのような書式で勧奨をして、本人は署名するだけで簡易な形で免除を適用するような仕組みにしてはどうか。
- ・ 支払能力に応じて助け合うという観点から、多段階免除制度をもつと活用しなければならない。職権免除は、多段階免除制度を否定してしまうことになるのではないか。
- ・ 職権免除では、その方の所得をずっと追跡調査していかなければ、収入が改善してもそのまま免除を受けているというモラルハザードが起きるのではないか。
- ・ 定額負担の弊害を実質応能負担化するという意味で多段階免除制度にしていったといふ流れがあるの~~で、所得把握が難しい~~といふ点を解決しない以上は、多段階免除をもう少しきちんと活用していくという方向で良い。
- ・ 高所得者は、年金がなくとも困らない人であるとすれば、低所得者に対して、全額免除だけではなく、多段階免除に該当するような方に~~して~~は、それも含めて推奨していくことが重要。

## 【論点】

### (5) 年金保険料の納付機会の拡大

- ・過去の未納保険料を納める意思のある者に対し納付の機会を確保するという観点から、この後納制度の実績を分析した上で、制度の恒久化等について検討すべき。

## 【委員意見等】

- ・学生納付特例及び若年者納付猶予については追納しない限り将来の年金額が低額となってしまったため、一部納付や追納加算金の免除など追納しやすい方法を検討すべき。

## 2. その他検討すべき具体的な対応策 (1) 確実かつ効率的な収納体制の強化

### 【論点】

- ① 日本年金機構における管理体制の見直し
- ・システム対応も含めた計数の把握や分析を充実させ、効率的・効果的な徴収対策を講ずるべき。
  - ・目標の進捗管理を徹底するとともに、執行体制を一層強化すべき（H25'から実施）。

### 【委員意見等】

- ・年金事務所では本部から言われるままにやっている部分があるが、本来、もう少し年金事務所に任せて対策を練るのもよい。

### 【論点】

- ② 年金事務所職員による保険料収納範囲の拡充
- ・年金事務所職員が保険料収納できる範囲の拡充を検討すべき。

### 【委員意見等】

## 【論点】

### ③ 市場化テストの改善

- ・納付督励の頻度や戸別訪問の件数を増加させるなど、契約内容の見直しを検討すべき

## 【委員意見等】

- ・保険料の徴収業務と年金給付の説明は一体的なものがあるので、そういう意味で市場化テストの改善が課題ではないか。
- ・所得の多い層にかける経費を少なくして、所得の低い層には戸別訪問などで手厚く対応すべき。

## 【論点】

### ④ 口座振替・クレジット納付の利用促進等

- ・金融機関やクレジット会社に対し、口座振替やクレジット納付の募集を依頼することを検討すべき。
- ・市町村に対する口座振替新規獲得手数料の引き上げを検討すべき。
- ・新規適用者に対して口座振替やクレジット納付を推進するための工夫について検討してはどうか。
- ・2年前納の導入（H26.4導入予定）

## 【委員意見等】

- ・金融機関の窓口で保険料を現金納付するお客様を対象に、金融機関の職員に口座振替を勧奨してもらい、新規獲得した場合に保険者から金融機関に手数料を支払ってはどうか。
- ・若い世代向けの納付促進策として、納付方法に応じてポイントを設定し、累計獲得ポイントによってプレゼントがもらえるようにしてはどうか。
- ・市町村での新規獲得手数料は引き上げても良いのではないか。
- ・金融機関と連携した口座振替促進は、納付機会の拡大のために有効な手段。

## 【論点】

- |   |
|---|
| <p>⑤ 学生納付特例制度と若年者納付猶予制度との間での円滑な移行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学生納付特例制度と若年者納付猶予制度を切れ目なく利用できるよう、運用の見直しを検討すべき</li></ul> |
|---|

## 【委員意見等】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・学生納付特例制度や若年者納付猶予制度導入の趣旨を確認した上で、現在においても合理性があるのかを整理すべき。</li><li>・若年者納付猶予の30歳のラインの見直しを検討してはどうか。</li><li>・低年金、無年金者対策としては、納付猶予よりも、免除制度の適用など年金制度の内・外でどのように所得保障を図っていくかという議論が重要ではないか。</li></ul> |
|--|